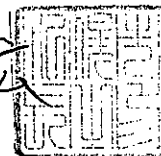


札幌市建築基準法施行細則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和3年10月4日

札幌市長

秋元克広



札幌市規則第34号

札幌市建築基準法施行細則の一部を改正する規則

札幌市建築基準法施行細則（昭和35年規則第33号）の一部を次のように改正する。

(1) 第19条第1項中「政令第16条第1項」の次に「に規定する建築物」を加え、「の規定により設けられた換気設備」を削り、同条第2項第1号を次のように改める。

(1) 政令第16条第3項第1号及び政令第138条第2項第1号に掲げる昇降機 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める期間

ア 基準月（法第7条第5項又は法第7条の2第5項（法第87条の4及び法第88条第1項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による検査済証の交付を受けた日の属する月（当該検査済証の交付を受けていないときその他市長が必要と認めるときは、市長が指定する月）をいう。以下この号において同じ。）が1月から3月まで又は7月から12月までである場合 毎年の当該基準月の2月前の月の初日から当該基準月の末日まで

イ 基準月が4月から6月までである場合 毎年の4月1日から6月30日まで

(2) 附則に次の1項を加える。

6 政令第16条第3項第1号及び政令第138条第2項第1号に掲げる昇降機について令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に法第12条第3項（法第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定による報告が行われた場合における当該昇降機に係る第19条第2項の適用に

については、同項第1号ア中「法第7条第5項又は法第7条の2第5項（法第87条の4及び法第88条第1項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による検査済証の交付を受けた日の属する月（当該検査済証の交付を受けていないときその他）」とあるのは、「令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に行われた報告の日の属する月（）」とする。

#### 附 則

- 1 この規則は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 改正前の第19条第2項（第1号に係る部分に限る。以下この項において同じ。）の規定により施行日前に行うこととされる建築基準法（昭和25年法律第201号）第12条第3項（同法第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定による報告は、改正前の第19条第2項の規定にかかわらず、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に行うことができる。